

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮し、一級建築士各種手続きにおいて、
郵送による申請受付等を開始します。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、一級建築士に係る各種手続きにおいて、希望する方には郵送による申請受付・免許交付を行うことと致します。

■窓口にて申請する場合の必要書類等

- ・一級建築士各種申請における必要書類一式（詳細は各手続のページをご確認ください。）

■郵送にて申請する場合の必要書類等

- ・一級建築士各種申請における必要書類一式（詳細は各手続のページをご確認ください。）
- ・本人確認ができる公的な身分証明書のコピー
※身分証明書のコピーが添付されていない場合は申請受付不可です。
※郵送料は申請者のご負担となります。

なお、新規申請（一級・構設）と、再交付（亡失）以外は、既存の免許の返却が必要になります。
免許の交付後、速やかに申請した都道府県建築士会に持参または郵送してください。

■送付方法

【郵送にて申請する場合は、以下をご使用ください】

- ・レターパックプラス
- ・簡易書留
- ※レターパックライトは郵便受けのため使用できません。

【郵送にて免許を交付する場合は、以下により送付します】

- ・レターパックプラス
郵送による申請時に返送用のレターパックを同封いただくか、直接、建築士会窓口で料金をお支払いください。
※レターパックライトは郵便受けのため使用できません。
- ・簡易書留
- ・宅配便「着払」
いずれの場合も送料は申請者ご自身の負担となり、申請受付時に本人確認ができる公的な身分証明書のコピーが添付されていることが必須条件です。

■旧免許の返却について

【窓口による交付の場合】

登録が完了し免許証明書ができましたら、その旨を交付通知ハガキで通知します。

送られた交付通知ハガキ、印鑑（認印可）、旧免許をご準備いただき、申請された都道府県建築士会窓口にお越しください。

【郵送による交付の場合】

建築士免許証明書に同封されている「一級建築士建築士免許返却のお願い」をご確認いただき、お手元にある旧免許を10日以内に申請された都道府県建築士会に持参または郵送してください。